○内閣府令第三十一号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第一項及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）第四十八条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　［略］	第一款　［同上］
第二款　［略］	第二款　［同上］
第三款　［略］	第三款　［同上］
第四款　［略］	第四款　［同上］
第五款　［略］	第五款　［同上］
第六款　サイバー警察局（第五十条―第五十一条）	第六款　サイバー警察局（第五十条）
第七款　警察庁顧問（第五十二条）	第七款　警察庁顧問（第五十一条）
第二節　附属機関	第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第五十三条―第七十九条）	第一款　警察大学校（第五十二条―第七十八条）
第二款　科学警察研究所（第八十条―第百条）	第二款　科学警察研究所（第七十九条―第九十九条）
第三款　皇宮警察本部（第百一条―第百二十条）	第三款　皇宮警察本部（第百条―第百十九条）
第三節　地方機関	第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百二十一条―第百六十条）	第一款　管区警察局（第百二十条―第百五十八条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百六十一条―第百六十九条）	第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百五十九条―第百六十七条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百七十条）	第三章　地方警務官の階級別定員（第百六十八条）
附則	附則
第二章　警察庁の組織	**第二章**　警察庁の組織
第一節　内部部局	**第一節**　内部部局
第二款　生活安全局	**第二款**　生活安全局
（少年保護対策室）	（少年保護対策室）
第二十三条　［略］	**第二十三条**　［同上］
2　少年保護対策室においては、令第十九条第八号から第十一号までに掲げる事務（人身安全対策室の所掌に属するもの並びに児童に性的な被害を生じさせる行為及び当該行為を助長する行為に関するものを除く。）及び同条第十三号に掲げる事務をつかさどる。	2　少年保護対策室においては、令第十九条第八号から第十一号までに掲げる事務（人身安全対策室の所掌に属するもの並びに児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関するものを除く。）及び同条第十三号に掲げる事務をつかさどる。
［3・4　略］	［3・4　同上］
第六款　サイバー警察局	**第六款**　サイバー警察局
（国際サイバー捜査調整官）	［条を加える。］
第五十条　サイバー警察局サイバー捜査課に、国際サイバー捜査調整官一人を置く。	
2　国際サイバー捜査調整官は、命を受け、令第四十六条第二号に掲げる事務をつかさどる。	